

津軽広域水道企業団西北事業部条件付き一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「建設工事」という。）において実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「条件付き一般競争入札」とは、津軽広域水道企業団西北事業部が地方自治施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第2項の規定により、契約毎に必要な入札資格を定めて行う一般競争入札をいう。

第3条 条件付き一般競争に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、津軽広域水道企業団西北事業部指名審査会及び津軽広域水道企業団西北事業部指名委員会（以下「審査会等」という。）の審議を経て選定するものとする。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の土木一式工事及び建築一式工事
- (2) その他企業長が必要と認める工事

(入札参加形態)

第4条 前条の規定により対象工事を選定するときは、併せて次の各号のいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業及び共同企業体の混合による入札

2 入札参加形態の選定は、審査会等の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 津軽広域水道企業団水道事業会計規程（平成26年管理規程第4号。以下「会計規程」という。）第100条の規定により競争入札に参加できない者でないこと。
- (2) 津軽広域水道企業団建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規程（平成4年津軽広域水道企業団管理規程第3号。以下「入札参加規程」という。）第3条の規定により指名競争入札に参加する資格があると認定された者であること。

- (3) 対象工事ごとに定める基準を満たす現場代理人を配置できること。
 - (4) 津軽広域水道企業団指名停止要領（平成21年 3月31日制定）に基づく指名停止の措置を、当該公告日から入札日まで受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
 - (7) その他企業長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。
- 2 入札参加資格の選定は、審査会等の審議を経た上で行うものとする。

（公告）

第6条 企業長は、対象工事を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも10日前までに政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。ただし、やむを得ないときは、5日以内に限り短縮することができる。

（入札参加資格審査申請）

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて当該公告で指定する期日までに企業長に提出しなければならない。

- (1) 総合評定値通知書の写し
- (2) 配置予定技術者調書（様式第2号）
- (3) 施工実績調書（様式第3号）
- (4) その他企業長が必要と認める書類

（入札参加資格の審査）

第8条 企業長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を速やかに審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。入札参加資格がないと認めた者（以下「不適格者」という。）に対してはその理由を付して通知するものとする。

- 2 不適格者は、公告に定める期日までに条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書（様式第5号）により不服を申し立てることができるものとする。
- 3 企業長は、前項の規定に基づく書面の提出があつたときは、当該書面に記載さ

れた事項に関して審査し、条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立回答書（様式第6号）により速やかに回答するものとする。

- 4 企業長は、前項により入札参加資格があると認めた場合は、第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第9条 企業長は、前条第1項又は第4項の規定により条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- （1）第5条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- （2）第7条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- （3）前各号に掲げる者のほか条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

（事業協同組合の取扱い）

第10条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

（設計図書）

第11条 対象工事の設計図書は、必要に応じ、閲覧・貸出・複製又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

（質疑応答）

第12条 設計図書に関して質疑がある者は、公告に定める期日までに質疑応答書（様式第7号）を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の質疑があったときは、公告に定める期日までに回答するものとする。

（入札の執行）

第13条 条件付き一般競争入札の方法は、津軽広域水道企業団西北事業部郵便入札要領（平成21年3月31日制定）及び津軽広域水道企業団西北事業部建設工事最低制限価格制度要領に基づき執行することができる。

- 2 津軽広域水道企業団西北事業部建設工事及び建設関連業務予定価格事前公表に関する要領（平成21年3月31日制定）に基づき予定価格を事前公表した建設工事の入札に参加する者は入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければ

ならない。

(その他)

第14条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、企業長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年 5月 1日から施行する。

改 正

この要領は、平成23年 4月27日から施行する。

改 正

この要領は、平成26年 4月21日から施行する。

改 正

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

改正

この要領は、令和 4年 7月25日から施行する。

改正

この要領は、令和 4年 8月 2日から施行する。